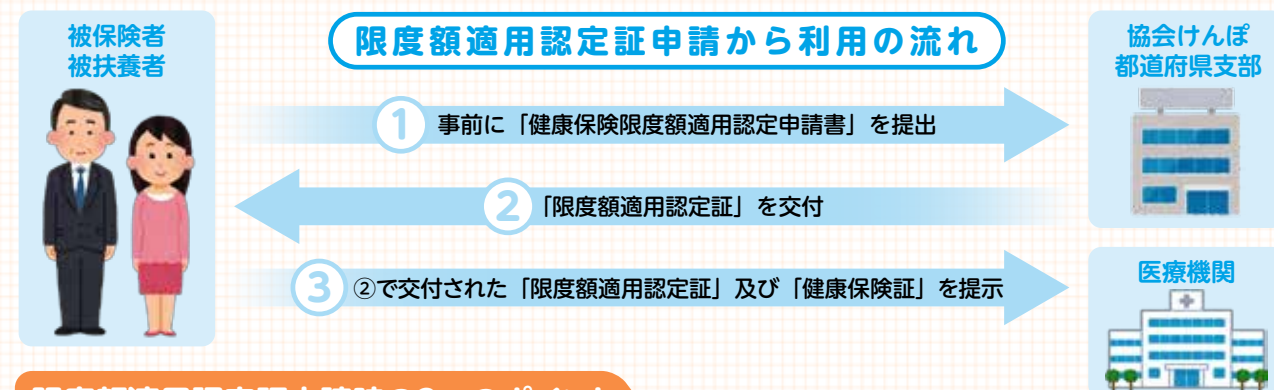


医療費が高額になりそうなときは…

「限度額適用認定証」をご利用ください

入院するときや高額な外来診療を受けるときに「**限度額適用認定証**」を「健康保険証」と併せて医療機関等の窓口提示すれば、窓口負担額を一定の自己負担限度額までに抑えられます。

限度額適用認定証は「70歳未満の方」及び「70歳以上75歳未満で被保険者の標準報酬月額が28万円以上83万円未満の方」がご利用になれます。



限度額適用認定証申請時の3つのポイント

- ① 発行には1週間程度かかります。
入院等で高額な医療費が見込まれる場合はお早めにご申請ください。
- ② 有効期限は、申請書を受け付けた日の属する月の1日から最長1年間です。
申請書受付月より前の月の限度額認定証の交付はできませんのでご注意ください。
- ③ 被保険者が低所得に該当する場合は、「健康保険限度額適用認定申請書」では申請できません。
「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」をご提出ください。

限度額適用認定証について詳しくは協会けんぽのホームページをご覧ください



お問い合わせ先：業務グループ TEL 076-431-6155

健康保険委員の変更時は届出の提出が必要です

現在ご登録いただいている健康保険委員の方が、ご退職などで資格を喪失される場合や人事異動などで変更となる場合は、「**健康保険委員変更届出書**」のご提出が必要となります。なお、ご提出の際は、ご後任の方の氏名等を必ずご記入くださいますようお願いいたします。

健康保険委員変更届出書の取得方法は以下の2通り

- ① 当支部のホームページより届出書をご自身でダウンロード
- ② 当支部へお電話いただき、届出書を事業所様へ送付

健康保険委員変更届出書のダウンロードはこちらから



お問い合わせ先：企画総務グループ TEL 076-431-6156

発行元



全国健康保険協会 富山支部
協会けんぽ

〒930-8561

富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま 6階

- 健康保険の給付・任意継続に関すること
- 健診や保健指導・健康企業宣言に関すること
- レセプトや第三者行為に関すること
- 広報など上記以外のこと

業務グループ 076-431-6155(代表)
保健グループ 076-431-5273
レセプトグループ 076-431-5272
企画総務グループ 076-431-6156

協会けんぽ 富山



メルマガ会員募集中/
左の二次元コードから簡単に
登録ページにアクセスできます!

事業主様をはじめとした皆様へご回覧ください

健康保険委員だより

立山黒部アルペンルート 黒部湖

金
(Step2)
認定新たに3社が
「とやま健康企業宣言」金(Step2)の認定となりました!

健康企業宣言富山推進協議会が開催され、審査の結果、下記の3社が「とやま健康企業宣言」金(Step2)に認定されました。今回の認定により、県内のStep2の認定事業所は38社となります。

金(Step2)では、銀(Step1)の取り組みに加え、健診(本人・家族)、重症化予防、健康管理・安全衛生活動の取組、メンタルヘルス対策、過重労働防止、健康経営の展開など組織としての体制づくりや、従業員との共有が必要となります。

▽「とやま健康企業宣言」金(Step2)に認定した事業所

認定事業所	主な取り組み内容
株式会社 アプト・シンコー	禁煙に向けた取り組みとして、禁煙セミナーの開催、禁煙期間の設定、喫煙者の年間損失票の掲示、社内健康ブログにて禁煙成功者の体験談を発信するなどの取り組みを行っている。
大高建設 株式会社	健康衛生課を設置のうえ、職場復帰支援プログラム、過重労働防止対策計画等を策定し、衛生管理者、主治医、産業医及び専任の産業看護師と連携を図りながら従業員の健康管理面をサポートしている。
北陸電気工事 株式会社	アクションプランや安全衛生活動計画の策定項目に基づき、取り組みについて分析及び内容を検討し改善を図っている。

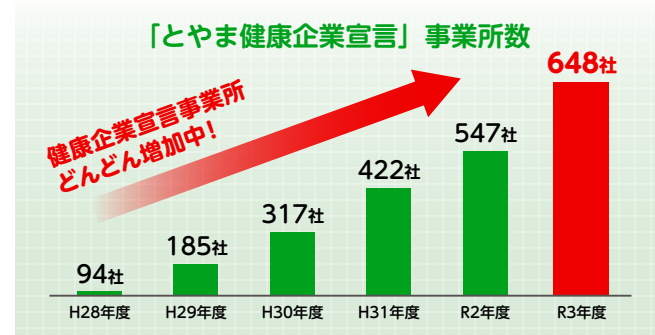


「とやま健康企業宣言」をはじめませんか？

とやま健康企業宣言とは？

経営者が、企業全体で社員の健康づくりを戦略的に実践する健康経営®に取り組むことを宣言することです。協会けんぽ富山支部では、富山県及び健康保険組合連合会富山連合会とともに、オール富山で職場の健康づくりを推進するため、健康企業宣言富山推進協議会を発足し、県内企業における職場の健康づくりを支援しています。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



健康経営は、少子高齢化に伴い労働力人口が減少する日本において重要な経営手段であり、特に少数の従業員で経営している中小企業ほど、一人ひとりの健康を大切にすることが肝要です。

ぜひこの機会に、健康経営の第一歩として「とやま健康企業宣言」をはじめませんか？協会けんぽが全力でサポートさせていただきます！！



健康経営で期待できる効果

労働生産性の向上

人材の確保

企業イメージ向上

事業リスク軽減



とやま健康企業宣言の申込は簡単！

① エントリー



応募の段階で健康経営に関する取り組みができていなくても大丈夫！



「とやま健康企業宣言Step1応募用紙」をご記入いただき、当支部にFAXまたは郵送にてご提出ください。応募用紙はホームページからダウンロードできます。

② 協会けんぽの支援



当支部より「Step1宣言証」の交付、貴社の健康課題の見える化等を行い、取り組みを支援します。

③ 取り組みの実践



当支部より定期的に状況を確認させていただき、必要な支援を行います。

とやま健康企業宣言について詳しくは協会けんぽ富山支部のホームページをご覧ください。



お問い合わせ先：保健グループ TEL 076-431-5273



知らなきゃ
ソンする?!

上手な医療のかかり方

かかりつけ医、かかりつけ薬局をもちましょう

- かかりつけ医をもち、継続的に同じ医師に診療を受けることで、**病歴・体質・生活習慣などに基いた治療**を受けることができます。また、専門的な検査や治療が必要となった場合には、**症状に適した専門医療機関を紹介**してもらうことができます。
- 複数の医療機関にかかっている方は、**かかりつけ薬局をもつことで薬を一元管理**してもらえます。**飲み合わせや副作用のチェック**をしてもらえるため、薬のムダをなくし、安全に使用することができます。



ハシゴ受診はやめましょう

治療中に「新しくできた病院のほうがよさそうだから」などの理由で、医療機関を次々に変える“ハシゴ受診”をすると、**そのたびに初診料**などの診療代がかかります。また、ハシゴ受診により同じような**検査や投薬が繰り返されると、身体的負担も大きくなります。**

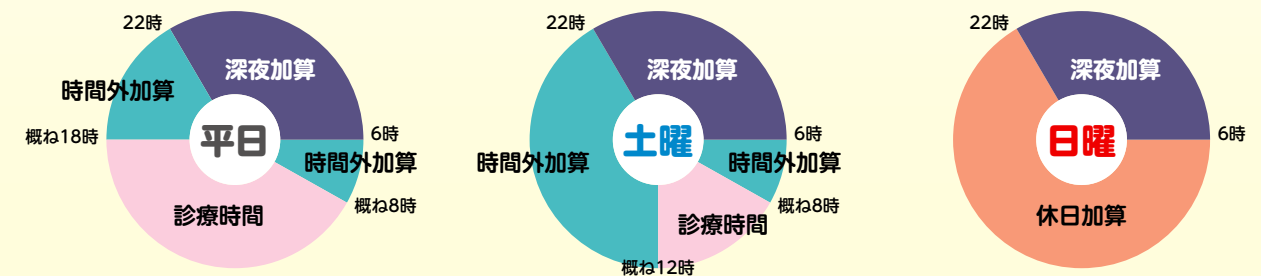
POINT

「セカンドオピニオン」と「ハシゴ受診」は違います

セカンドオピニオンは、患者さんが納得できる治療を受けるために、主治医以外の医師に意見を求めることです。セカンドオピニオンを申し出ると、主治医は紹介状に加えて、検査結果や画像情報など、必要な情報を紹介先に提供してくれます。

診療時間内の受診を心がけましょう

医療機関が表示する診療時間以外に受診すると、原則として通常の診療費用のほかに、**時間外加算**が請求されます。（「時間外」「休日」「深夜」の3種類があります。また、「時間外」の範囲は医療機関ごとに異なります。）急な病気や大ケガなどの緊急性の高い場合以外は、**診療時間内に受診しましょう。**



夜間や休日に子どもの病気で迷ったら相談しましょう

こども医療でんわ相談 ☎「#8000」

夜間や休日の子どもの症状にどのように対処してよいのか、受診すべきかどうかの判断に迷った場合、「#8000」に電話することで、小児科医師・看護師などから症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられます。



お問い合わせ先：企画総務グループ TEL 076-431-6156